

平成 27 年 1 月 22 日

関係者各位

大阪府行政書士会  
会長 北山 孝次

### 当会会員の逮捕に関する会長声明

平成 27 年 1 月 21 日、当会会員が業務上横領の容疑により逮捕されました。今回の事件の概要は、当該会員が、任意後見契約を結んでいた女性の定期預金などを無断で解約し着服したというものです。

行政書士は、市民の皆様の信頼に応えるべく、誠実に業務を遂行する重責を担っているところですが、当該会員の行為は、その信頼を著しく損ねる行為であり、当会においても重く受け止めています。

また、関係者並びに市民の皆様にご迷惑やご心配をおかけいたしましたことに対しまして、当該会員の所属する行政書士会として、大変申し訳なく深くお詫び申し上げます。

行政書士には高度な職業倫理に基づき、公正かつ誠実な職務遂行が求められています。このため、倫理研修が既に義務化されており、当会においても、会員の高度な職業倫理の確立のための努力を継続しているところです。

成年後見業務を行う会員に対しては、日本行政書士会連合会が母体となって平成 22 年 8 月に設立した一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの加入を奨励し、3 カ月毎の業務報告書提出を義務付け、本部において業務管理を行うことで会員への指導を徹底しているところですが、当該会員は、成年後見制度が発足した直後から独自で業務を行っており、監督下になかったことが悔やまれます。

当会としては、本件につき事実関係を調査し、本件の全容解明に努めるとともに、会員の逮捕という事実を重く受け止め、ここにいたった経緯を深く反省し、今後は再発防止のため、会員の倫理指導のあり方を見直し、改善の努力を重ねることで、会としての社会的責任を果たしてまいりたいと考えています。

何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。